

DCA 資格 2 級・3 級テキスト

デジタルコンテンツアセッサ に求められる最新知識

(Ver 1.1)

インターネットコンテンツ審査監視機構 編

目次

はじめに (I-ROI 事務局)	p3
1. 著作権法の改正とインターネットでのコンテンツ利用 (上沼紫野)	p4
2. リスクマネジメントの規格「JIS Q31000」について (久保谷政義)	p7
3. 青少年インターネット環境整備法とフィルタリング利用の促進 (久保谷政義)	p10
4. デジタルコンテンツの配信に関わるトラブルの新動向 (西澤利治)	p13
用語解説 (デジタルコンテンツアセッサ委員会)	p15
DCA 資格の学習者の方へ (I-ROI 事務局)	p17

はじめに

デジタルコンテンツアセッサ（Digital Contents Assessor: DCA）資格の学習者向けの教材として、資格を運用する一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構は、2016年3月に以下の書籍教材を刊行した。

インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセッサ入門』
近代科学社、2016年

上記の教材は、インターネットコンテンツ審査監視機構がDCA資格のテキストとして初めて刊行したものであり、基礎編・法令編・実務編の3部構成で、多岐にわたる内容を盛り込んだものである。

上記教材が刊行された2016年には、既にスマートフォンの世帯普及率は7割を超えており、こうした社会状況等を踏まえて刊行された上記教材は、刊行から4年が経過したいまも、大枠においては現代の情報社会をめぐる諸問題に対応した内容となっているといえる。

とはいえ、個別の事象に焦点を合わせて詳細をみていけば、この間に法改正や新技術の普及に伴う社会変化が生じており、デジタルコンテンツアセッサとして修得しておくべき知識を更新する必要性が生じている。こうした状況に鑑み、それらの最新知識を整理し、一つの教材という形でまとめたものが、本教材「デジタルコンテンツアセッサに求められる最新知識」である。

2016年に刊行した上記教材をDCA資格の学習者向けの第一教材とすれば、本教材は第二教材となる。第一教材に比べ、第二教材はコンパクトな分量となっている。また、第一教材は出版社から書籍という形で刊行（電子書籍も同時に発行）されたが、第二教材はデジタル教材という形で制作された。これは、DCA資格に関連する法改正や社会変化にできるだけ柔軟に対応するために、適宜、最新情報を更新できるような形を目指したためである。

このため、収録された内容、分量、体裁などの多くの点において、第一教材とは異なっている。ただし、DCA資格の学習者に向けて有用な情報を提供するという目的は、第一教材も第二教材も共通である。学習者には、両方の教材を活用することで、DCA資格に関する多岐にわたる知識を修得すると共に、DCA資格に関する最新知識も修得していただきたい。

なお、第二教材が主に最新情報を提供することを目的として制作されていることから、第一教材の記載内容と第二教材の記載内容との間で差異がある場合には、第二教材の記載内容が優先すると考えていただきたい。また、第一教材の用語解説が基本的に第一教材の本文中に登場する語句を収録したものとなっているのに対し、第二教材の用語解説は、第二教材の本文中に登場しない語句も柔軟に収録する形としている。これらの語句は、両教材の本文中では網羅しきれなかったものの、DCA資格の学習者が修得しておくべき知識として欠かすことができない事柄となっている。本文のみならず、用語解説にもよく目を通し、学習していただきたいと考える。

2020年8月
I-ROI事務局

1. 著作権法の改正とインターネットでのコンテンツ利用

(1) 平成 30 年改正の概要

2019 年 1 月 1 日に施行された 2018 年著作権改正により、著作権者等の許諾なく利用ができる場合を定める新たな規程が設けられた。

改正前の著作権法は、著作権者の権利行使が及ばない範囲が、個別具体的に規定されており、当該条文の規定が適用されない場合には無許諾で著作物が利用できない、と理解されがちだった。しかし、今回の改正において、著作物の利用につき、社会的意義・公益性等の観点と権利者に及ぶ不利益の観点から、著作権の行使が及ばない場合を 3 つの層に分け、第 1 層及び第 2 層については、包括的・一般的な権利制限規定が設けられ、その結果、従来の権利制限規定が上記観点から整理されることとされた。

かかる階層については、下記の図を参照されたい。

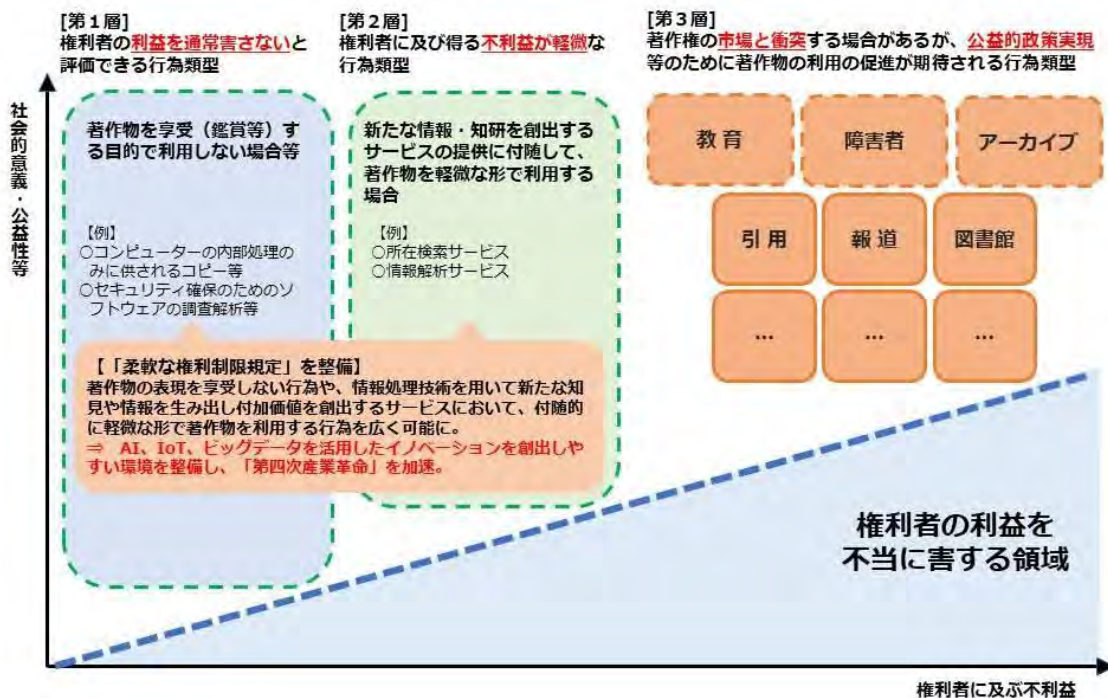


図 1 権利制限規定に関する 3 つの層と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲

引用元：文化庁 著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年）概要説明資料

これにより、従来の権利制限規定の条文が次のとおりに整理されている。

第 1 層

30 条の 4 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用

47 条の 4 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等

第2層

47 条の 5 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等

上記のうち、30 条の 4 は、著作物をいわゆる表現を享受する著作物としてではなく、いわゆるデータとして分析等に利用する場合が想定されている。例えば、音楽データを利用しての音分析や AI 開発のためのディープラーニングなどで、①著作物利用に係る技術開発・実用化の試験、②情報解析、③①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用であって、著作権者の利益を不当に害する場合は除かれる。

また、47 条の 4 は、例えば、コンピュータでのキャッシュのための複製や、ネットワークでの情報提供に必要なキャッシュ、複製機器の修理・交換のための一時的複製、バックアップなど、コンピュータ上で著作物を利用する場合、技術処理の円滑化のために付随的に行われる利用であって、やはり著作権者の利益を不当に害する場合は除かれる。

いわゆる第2層にあたる 47 条の 5 は、例えば、所在検索サービス、情報解析サービスなど、新たな価値を創出する行為に関する著作物の軽微利用が想定されており、こちらも著作権者の利益を不当に害する場合は除かれる。なお、47 条の 5 については、所在検索サービスや情報解析サービス以外は、政令で定めるものとされているが、現在のところ、政令で定められた利用は存在していない。

第3層については従来どおり、個別具体的に定められることとなるので、詳細は、既存教材を参照されたい。

(2)平成 30 年改正の影響

サーバー管理者に対する影響としては、47 条の 4 による整理により、技術的な対応のための著作物の利用については権利者の許諾がなく行い得ることが明確化されたという点が重要であろう（ただし、従来から想定されていた利用態様については、個別な条文規定が存在していたが、今回の改正により、従来想定されていない技術的な対応についても、それが技術的対応として必要な場合には、新たな立法を待つことなく、著作権者の許諾なく行うことができる）。

(3)TPP 協定の発効に伴う著作物等の保護期間の延長

平成 30 年改正のほか、社会の関心を集めた著作権法の改正としては、TPP 整備法等による改正が挙げられる。TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の発効日（2018 年 12 月 30 日）に合わせて、著作物等の保護期間が、それまで原則として著作者の死後 50 年とされていたものが、原則として死後 70 年に延長された。なお、一度保護が切れた著作物等については、その保護を後になって復活させるという措置は採らないため、既に保護期間が切れている著作物等の保護期間が遡って延長されるわけではない。

(4)今後の改正動向

2019 年のいわゆる漫画海賊版サイト問題により、ユーザーの私的複製として適法とされ

る範囲が狭められる。すでに、録音・録画については、違法アップロードと知りながら複製する場合は著作権侵害となることが明記されていたが、その対象が録音・録画についてのみならず著作物一般に対して拡大される。

現在、インターネット利用者の著作物の利用行為が萎縮されることのないような適切な文言が検討されているが、改正法が成立・施行となった場合、ユーザーによる違法行為の抑止のために何らかの対策を講じることが求められる可能性があるので注意が必要である。

(編者注：(4)に言及されている、ユーザーの私的複製として適法とされる範囲を狭める法改正は、2020年に国会で成立し、2021年1月から施行された)

2. リスクマネジメントの規格「JIS Q31000」について

(1) リスクの定義

JIS（日本産業規格¹）のリスクマネジメントの規格「JIS Q31000」²は、2019年1月に改正された。

ただし、その定義の中で、リスクを「目的に対する不確かさの影響」と表現していることについては、旧規格から変わっていない。リスクにはマイナスの影響ばかりではなくプラスの影響のものも含むという考え方も、旧規格と同様である。

なお、現行の「JIS Q31000:2019」では、影響とは「期待されていることからかい離すること」であり、「好ましいもの、好ましくないもの、又はその両方の場合があり得る」とされる。そして、一般に、リスクは「リスク源、起こり得る事象及びそれらの結果並びに起こりやすさ」として表されるとしている。

(2) “経営者による経営目的に沿ったリスクマネジメント”を目指して

現行の「JIS Q31000:2019」は、その旧規格「JIS Q31000:2010」³を改正したものである。この「JIS Q31000:2019」の対応国際規格は、「ISO 31000:2018」⁴である。

ISO（国際標準化機構）は、2009年に「ISO 31000:2009」をリスクマネジメントの指針として出し、2018年にその改訂版「ISO 31000:2018」を出した。そして、JISもこの改訂に伴って改正された。

旧規格と比べると、表現が簡明となり、“担当者による個別のリスク管理”よりもむしろ“経営者による経営目的に沿ったリスクマネジメント”を強調するようになったといった差違が見受けられる⁵。

「JIS Q31000:2019」では、「あらゆる業態及び規模の組織は、自らの目的達成の成否を不確かにする外部及び内部の要素並びに影響力に直面している」と述べられ、リスクマネジメントは、「組織統治及びリーダーシップの一部」であり、「組織に関連する全ての活動の一部」とされる。

リスクマネジメントは、図2にある「原則」、「枠組み」、「プロセス」に基づいて行われる。

「JIS Q31000:2019」は、「リスクのマネジメントを行い、意思を決定し、目的の設定及び達成を行い、並びにパフォーマンスの改善のために、組織における価値を創造し保護す

¹ 従前の「日本工業規格（JIS）」という呼称が馴染み深いであろうが、JISの基盤となる「工業標準化法」が「産業標準化法」に変わったことに伴い、2019年7月より「日本産業規格（JIS）」に変わった。

² 日本工業標準調査会(2019)「JIS Q31000:2019 リスクマネジメント-指針」
(<https://kikakurui.com/q/Q31000-2019-01.html>) (access:2020年7月30日)

³ 日本工業標準調査会(2010)「JIS Q31000:2010 リスクマネジメント-原則及び指針」
(<https://kikakurui.com/q/Q31000-2010-01.html>) (access:2020年7月30日)

⁴ International Organization for Standardization(2018)ISO 31000 Risk Management.
(<https://www.iso.org/iso-31000-risk-management.html>) (access:2020年7月30日) (邦訳：日本工業標準調査会(2019)前掲サイト)

⁵ 経済産業省(2019)「リスクマネジメントの指針に関するJIS改正」
(<https://www.meti.go.jp/press/2018/01/20190121001/20190121001-4.pdf>) (access:2020年7月30日)

る人々が使用するためのもの」である。「JIS Q31000:2019」では、この「価値の創出及び保護」がリスクマネジメントの意義として中心的概念に位置付けられている。また、リスクマネジメントは、「あらゆるレベルで組織のマネジメントを行うことの基礎」となり、「マネジメントシステムの改善に寄与」する。

図2の上部の円「原則」にある通り、「JIS Q31000:2019」では、「統合」「体系化及び包括」「組織への適合」「包含」「動的」「利用可能な最善の情報」「人的及び文化的要因」「継続的改善」という8つのキーワードを用いて、リスクマネジメントの原則について説明している。

また、左下部分の「枠組み」は、「統合」→「設計」→「実施」→「評価」→「改善」の5つの段階を1サイクルとして繰り返していくことをイメージするものとなっている。多くの企業で採用される標準的な管理手法として名高い「PDCAサイクル」は、「Plan（設計）」→「Do（実施）」→「Check（評価）」→「Act（改善）」の4段階の頭文字を取ったものだが、図2で示される「枠組み」は、これら4段階に「統合」の段階を加えたものになっている。「統合」の段階は、リスクマネジメントと組織のあらゆる活動とが乖離しないようにするためにある。「統合」の段階は2019年の改正で新たに追加されたものであり、PDCAサイクルを組織のトップによる“リーダーシップ及びコミットメント”により統治するという考え方が打ち出されている。これは、旧規格からの主な改正点の一つである⁶。

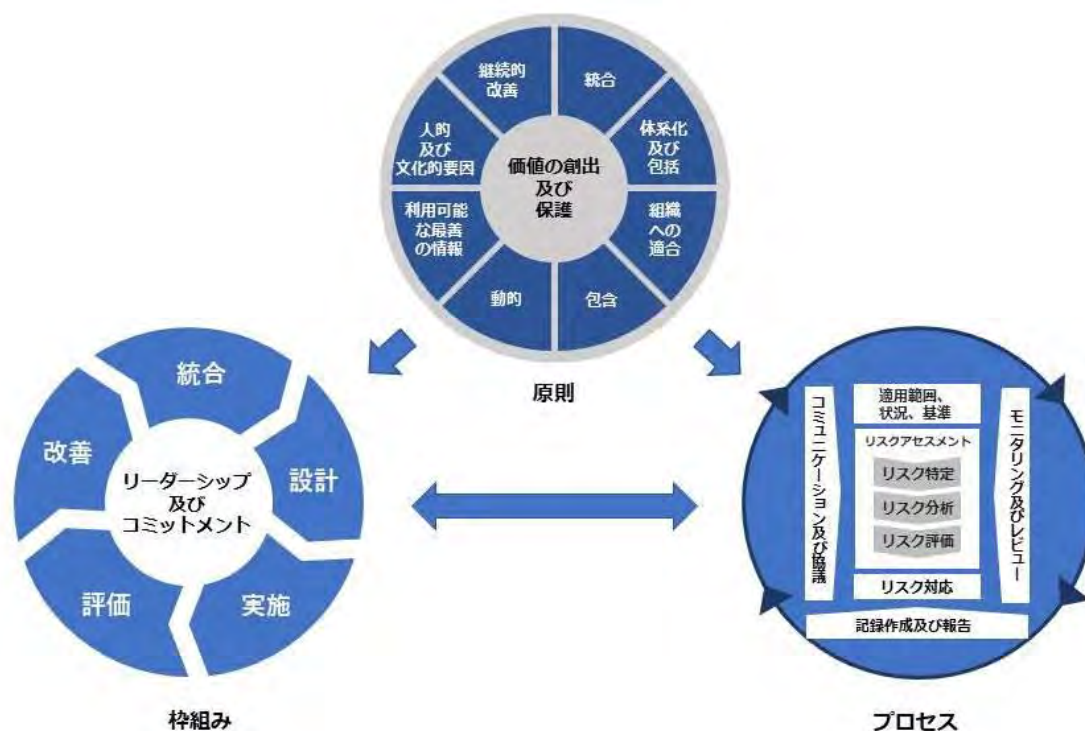


図2 リスクマネジメントの原則、枠組み及びプロセスの関係

引用元：日本工業標準調査会(2019)「JIS Q31000:2019 リスクマネジメント-指針」

⁶ 経済産業省(2019)前掲サイト

(3) リスクアセスメントとリスク対応

図 2 の右下部分の「プロセス」のうち、デジタルコンテンツアセッサの実務として特に重要なのは「リスクアセスメント」のプロセスであろう。リスクアセスメントは、「リスク特定」、「リスク分析」、「リスク評価」の 3 つのサブ・プロセスに分かれている。なお、リスクへの対策のことを「管理策」と呼ぶが、「リスク分析」では「管理策」の検討も行われる。

リスクアセスメントを踏まえて、「リスクに対処するための選択肢を選定し、実施すること」を「リスク対応」と呼ぶ。「JIS Q31000:2019」では、リスク対応の選択肢として、以下の 7 種類を列記している。場合によっては、複数の選択肢を併用することも可能である。

- ① リスクを生じさせる活動を開始又は継続しないと決定することによってリスクを回避する。
- ② ある機会を追求するために、リスクを取る又は増加させる。
- ③ リスク源を除去する。
- ④ 起こりやすさを変える。
- ⑤ 結果を変える。
- ⑥ (例えば、契約、保険購入によって) リスクを共有する。
- ⑦ 情報に基づいた意思決定によって、リスクを保有する。

若干の表現の違いはあるものの、「JIS Q31000:2019」で列記される 7 種類の「リスク対応」の選択肢は、旧規格のものと同様である。これら「リスク対応」の選択肢については、さまざまなリスクマネジメントの解説書において取り上げられており、インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセッサ入門』にも解説がある。

3. 青少年インターネット環境整備法と

フィルタリング利用の促進

(1) 青少年インターネット環境整備法の改正

青少年インターネット環境整備法（正式名称：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）は、2018年2月に改正された。内閣府がまとめた資料「青少年インターネット環境整備法の概要」⁷によると、スマートフォンやアプリ・公衆無線 LAN 経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷してきており、こうした状況に対応しフィルタリングの利用の促進を図ることが法改正の理由だという。

以下、この法改正で新たに義務を負うことになった事業者や、その義務の内容等について、前述の内閣府の資料と、内閣府・総務省・経済産業省による資料「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説」⁸と「青少年インターネット環境整備法及び関連規定に関する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等向け Q&A」⁹を参照しながら説明する。

法改正の以前から継続して関係者に課せられている義務や、特定サーバー管理者に関する規定については、インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセスメント入門』を参照されたい。

(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（携帯 ISP）と契約代理店

携帯電話インターネット接続役務提供事業者とは、携帯電話端末等からインターネットに接続できるようにするサービスを提供している事業者である。携帯 ISP（携帯インターネット・サービス・プロバイダ）とも呼ばれる。具体的には、いわゆるガラケー、PHS、スマートフォン、携帯電話網を利用してインターネットに接続可能なタブレット・携帯ゲーム機等が該当する。いわゆる 3 大キャリアに代表される移動体通信事業者（MNO: Mobile Network Operator）と、「格安 SIM」とも呼ばれる仮想移動体通信事業者（MVNO: Mobile Virtual Network Operator）とはこの法律上で特に区別されておらず、携帯電話インターネット接続役務を提供していれば、携帯 ISP に含まれる。

他方、デスクトップパソコン、無線 LAN のみによりインターネットに接続可能なタブレット・携帯ゲーム機、通話のみの機能しかないガラケー、スマートメーター、一般的な POS 端末、ポケット Wi-Fi 等は、携帯電話端末等には含まれない。したがって、これらの機器

⁷ 内閣府(2017)「青少年インターネット環境整備法の概要」

(https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-gaiyou.pdf)
(access:2020年7月30日)

⁸ 内閣府・総務省・経済産業省(2018)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説」(<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf>)
(access:2020年7月30日)

⁹ 内閣府・総務省・経済産業省(2018)「青少年インターネット環境整備法及び関連規定に関する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等向け Q&A」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000528637.pdf)
(access:2020年7月30日)

がインターネットに接続する際に利用する通信サービスを提供している事業者（光ファイバー等の有線の ISP や、無線 LAN を提供する事業者）は、携帯 ISP には含まれない。

2018 年の法改正により、携帯 ISP と契約代理店は、顧客との間で新規の携帯電話回線契約を結ぶ時と、機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新をする時に、次の 3 つの義務を新たに負うことになった。

（青少年確認・13 条）

まず、携帯 ISP と契約代理店は、契約締結者又は携帯電話端末の使用者が 18 歳未満かどうかを確認する義務を負う。

具体的な確認方法としては、契約の相手方が 18 歳未満の青少年であるかを身分証明書等により確認することが求められる。また、契約の相手方が青少年でない場合も、契約の相手方に対して、使用者の年齢等の申告を求めるなどして、使用者が青少年かどうかを確認することが求められる。

（フィルタリング説明・14 条）

次に、携帯 ISP と契約代理店は、契約締結者又は携帯電話端末の使用者が 18 歳未満であることを確認した場合には、携帯電話端末を使用することで、①青少年有害情報を閲覧するおそれがあることと、②フィルタリングの必要性・内容を説明しなければならない。

（フィルタリング有効化措置・16 条）

そして、携帯 ISP と契約代理店は、契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアや OS の設定を行い、フィルタリング有効化措置（フィルタリングソフトウェア等がインストールされて動作する状態にすること）をした上で携帯電話端末等を引き渡さなければならない。

この法改正では、フィルタリング義務の対象機器は、携帯電話端末のみならず、携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器（例えば、タブレット端末など）にも拡大された。

なお、青少年の保護者が、フィルタリングサービスを不要と申出た場合や、フィルタリング有効化措置を不要と申出た場合には、携帯 ISP と契約代理店はフィルタリング有効化措置を講じなくてよい。

（3）インターネット接続機器の製造事業者（18 条）

16 条が機器の販売者に課される義務であるのに対して、18 条はいわゆるメーカーに課される義務である。法改正により、携帯電話端末・PHS 製造事業者には、フィルタリングソフトウェアのプリインストール等、フィルタリング容易化措置（フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービスの利用を容易にする措置）を講じた上で販売することが義務付けられた。

携帯電話端末・PHS 製造事業者がフィルタリング容易化措置を講じておくことで、携帯 ISP と契約代理店は、機器の販売時にフィルタリング有効化措置を実施しやすくなる。

なお、このフィルタリング容易化措置は、携帯電話端末や PHS 端末の製造事業者のみならず、その他のインターネットに接続する機器の製造事業者も対象となっている。

(4)OS 開発事業者 (19 条)

法改正により、OS 開発事業者の努力義務が新たに設けられた。内容としては、フィルタリング有効化措置やフィルタリング容易化措置を円滑に行えるように OS を開発する努力義務が規定された。

(5)青少年に使用させるために携帯電話回線契約を締結しようとする者 (13 条 2 項)

青少年に使用させるために携帯電話回線契約を締結しようとする者とは、多くの場合は青少年の保護者となろう。法改正の以前から、保護者には、契約締結時に携帯 ISP と契約代理店から使用者の年齢確認を求められた場合に、使用者が青少年であることを申出る義務が規定されていた。それが、法改正により、保護者以外の者が青少年に使用させるために携帯電話回線契約を締結しようとする場合も、同様の義務を負うこととなった。

4. デジタルコンテンツの配信に関わるトラブルの新動向

(1) 新たなトラブルの事例

2010年代後半、インターネットはよりいっそうソーシャルWebとモバイルにシフトした。ネットオークションやネットフリマなどのインターネットのサービスは、PCのWebブラウザから使うものでなく、スマホのアプリだと思っているユーザーも増えているようである。そうした背景を反映して、インターネットのトラブルもまた、ソーシャルWebやモバイル利用でのものが急増している。

そこで本稿では、DCAの業務に関係があると考えられる、ソーシャルWebやモバイル等での最新のトラブル事例を取り上げて解説する。

(2) Twitter アカウント凍結

オンラインゲームを提供するゲーム会社Aは、Twitterに公式アカウントを設け、一般向けに自社ゲームのイベント情報の発信などを行っている。

ある日、通常通りにTwitterで情報発信しようとしたところ、アカウントが凍結されていることに気づいた。

原因を究明したところ、Twitter社に対して、A社の公式アカウントが掲載した画像は自分の著作物であるとの、デジタルミレニアム著作権法に基づく著作権侵害主張があり、Twitter社はこれを受けてA社の公式アカウントを凍結したのであった。

問題となった画像は、A社のゲームに登場するオリジナルキャラクターであり、A社が管理する著作物である。

A社は、著作権侵害主張を行ったXについて調査をしたところ、Xは架空の企業であった。そこでA社は、Twitter社にこの著作権侵害主張は虚偽のものであるとして公式アカウントの凍結の解除を申し入れたが、Twitter社はこれを受け入れず、手続き通りに一定期間公式アカウントが使用できなくなった。

(解説)

アメリカでは、デジタルメディア上の著作権侵害はサービス提供者（サービスプロバイダ）に故意・過失が無くても罰せられる無過失責任制を採用しているため、サービス提供者が著作権侵害の実態調査を行ったり、著作権侵害を主張した者の確認を取る前にコンテンツを迅速に削除・遮断しても罪に問われないという「ノーティス・アンド・テイクダウン」がある。そのため米国企業であるTwitter社では、デジタルミレニアム著作権法に基づく著作権侵害主張があれば、本件のように著作権侵害主張そのものが虚偽であるかどうかの真偽を判断することなく自動的にアカウントを凍結処理してしまうのである。

この制度を悪用して、著作権侵害主張を行い相手のビジネスを妨害する、というケースが増加している。

(3) 想定外のドメイン移管

アニメ会社Sは、アニメ作品Lの情報発信をするために、ドメイン名を取得して公式サ

イトを構築し運営している。

ある日、ユーザーから公式サイトが見られないとの連絡を受け、確認するとコンテンツが表示されずホームページの内容が改ざんされているようであった。

更に調査すると、サイトのコンテンツには改ざんなどの異常が無かったが、公式サイトの URL からアクセスすると別のサイトに接続されてしまった。

そこで、ハッキングなど不正な手段によるドメイン乗っ取りを疑ったが、その原因は、公式サイトのドメイン名の所有権が、正当なドメイン移管の手続きを経て他人に移管されてしまったことによるものと判明した。

さらにドメイン名の新所有者は、他にも同様の手口でドメイン名取得を行っており、金銭的な目的（買い戻し）であることを匂わせていた。

（解説）

JP ドメインの登録・管理は日本レジストリサービス（JPRS）が行っており、指定事業者（レジストラ）は JPRS にドメイン名の登録手続きを行う。ドメイン名を取得したいユーザーは、レジストラなどに登録業務の申請を行う。

そこで、元の A レジストラが管理する登録済みのドメイン名を他の B レジストラに移す手続きが「ドメイン移管」である。ドメイン移管をする場合、移管後の B レジストラは JPRS に「そのドメインを A レジストラから B に移管してほしい」と申請する。その場合、JPRS は A を通じて元のドメイン登録者に意思確認を行うが、A からドメイン登録者へのオファーに承認するか 10 日以内に返事がなかった場合は、移管の意思ありとみなすとの規定がある。

この規定を受けて、ドメインを移管する場合に新所有者の移管のオファーを元所有者が 1 週間以上放置した場合はドメイン移管が自動承認されるというシステムを採用しているレジストラも存在する。

つまり、ドメインの所有者がドメイン移管のオファーに気付かなかった、もしくは期間内に対応しなかった場合は、正当な手続きでドメインが他人に移管されてしまうので注意が必要である。

用語解説

ここでは、DCA 資格に関連する用語について解説する。

本教材に収録されている語句のほか、DCA 資格に関連するものも収録されている。

BYOD

Bring Your Own Device の略で、従業員の私物の情報通信端末を職場に持ち込み、業務で使用する。企業等の組織にとって、業務の効率化やデバイス導入コストの削減などのメリットがある一方、公私のアカウント混同や技術面でのセキュリティ・リスクなどのデメリットもある。

アセッサ

アセッサ(assessor)は「評価者」のこと。アセスとは英語で「評価する」(assess)を、アセスメント(assessment)は「評価」をそれぞれ意味する。デジタルコンテンツアセッサは、デジタルコンテンツの評価者という意味である。

暗号通貨

暗号技術によってセキュリティ対策をした仮想的な通貨のこと。仮想通貨とも呼ばれる。暗号理論に基づいて安全な取引を実現しようとするものであり、ブロックチェーンを利用したビットコインが代表例である。円やドル、ユーロなどの従来型の法定通貨は、各国の中央銀行やこれに相当する組織によって発行されることで信用が確保されているが、暗号通貨はこのような裏付けの形をとらない。

インターネットリテラシー

インターネットを正しく使いこなすための知識や技能のこと。例えば、総務省情報通信政策研究所(2012)は、報告書「青少年のインターネット・リテラシー指標(指標

開発編)」において、インターネットリテラシーは、安全に安心してインターネットを活用できる能力であるとし、「インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対処できる」「インターネット上で適切にコミュニケーションできる」「プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる」の3つの構成要素を挙げている。

引用

自分の作品中に他者の著作物をそのまま取り入れる(引いて用いる)こと。以下の条件を満たす引用は、著作物等を例外的に無断利用ができる。

- ・既に公表されている著作物であること
- ・「公正な慣行」に合致すること
- ・報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- ・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- ・カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- ・引用を行う「必然性」があること
- ・「出所の明示」が必要

写り込み

写真の撮影や動画の収録などで被写体以外の意図しない人や物、事象が背景などに写ること。

運営会社

インターネットの世界では、何らかのシステムや制度を設立・管理・運営している

事業者のこと。単に「運営」とか、「事務局」「公式」と呼ぶ場合もある。利用者がメッセージ等の投稿を通じて情報発信ができるようなサービスの運営会社は、利用者間で意見の対立や相違が生じた場合、どちらの利用者の主張に沿うべきかをめぐって板挟み状態となることもある。

映画倫理機構

主として映画コンテンツを審査し、12歳、15歳、18歳などを区切りとするシステムによるレーティングを行っている団体。2009年に従来の映画倫理管理委員会が名称変更により映画倫理委員会となった。2017年には、一般社団法人映画倫理機構が設立され、同委員会の業務が引き継がれている。映倫という略称が用いられている。

クリエイティブ・コモンズ

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称のこと。著作物である作品の利用と流通を、著作権の存在を前提としながら、広く図ろうとする活動の名称である。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは、知的所有権に関する法律による障害を回避するための「インターネット時代」の新しい著作権ルールであり、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません」という意思表示をするためのツールのこと。このツールを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、消費者等は法律や技術に関する専門的な知識がなくてもライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをした作品を世界に発信することができる。

個人情報保護委員会

個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された日本の行政機関のこと。個人情報保護法に基づき、個人情報の保護に関する「基本方針の策定・推進」「認定個人情報保護団体に関する事務」「特定個人情報の取扱いに関する監視・監督」「特定個人情報保護評価に関する事務」「苦情あつせん等に関する事務」「国際協力」「広報・啓発」などを行っており、高い独立性を持つ監視・監督機関である。

個人情報保護法

個人情報の不正利用や不適切な取り扱いを防ぐため、個人情報を取り扱う事業者を対象に個人情報の取扱い方についての義務を課す法律のこと。

コンピテンシー

単なる知識や技能だけでなく、様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力のこと。読解力、文章力、計算力などのほか、動機や思考パターンといった表面化しない人間の特性やパーソナリティを含んでおり、対象とする資格や職業等によってその内容は異なっている。

コンピュータエンターテインメントレーティング機構

2002年に設立され、2003年に特定非営利活動法人として認証された、ゲームコンテンツのレーティング機関（CERO:Computer Entertainment Rating Organization）。レーティングにあたっては、12歳、15歳、17歳、18歳などを区切りとするシステムが用いられている。

コンプライアンス

法律や社会的な通念を守ること。法令遵

守と訳されることが多い。企業が厳密に法律を守るべきという社会的要請が強まっていることから、商法や独占禁止法、不正競争防止法など企業活動において直接触れる法律はもちろん、個人情報保護法なども遵守することが求められている。

サイトマップ

ウェブサイトの構成をリスト形式で記述してわかりやすく伝えるもの。ユーザー向けと検索エンジンに対するものがあり、ユーザー向けのものでは、サイトの構成と各ページの内容が一覧できるように通常1ページに記載される。

差止請求

違法な行為を行っている場合や行うおそれがある場合に、当該行為をやめるように相手に求めること。

私的使用目的の複製

自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製すること。この場合は、著作物等を例外的に無断利用ができる。ただし、以下の点に注意する必要がある。

- ・デジタル機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要
- ・コピープロテクション等の保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要
- ・私的な使用目的のための複製であっても、違法著作物であることを知りながらインターネット上からダウンロードする行為は、権利制限の対象から除外される

職務著作

職務の一環として著作物を創作した場合に、創作した本人（個人）ではなく、その

創作を指揮・監督した雇用主や業務委託者が著作権を有する、とする著作権法上の概念のこと。

授業目的公衆送信補償金制度

ICTを活用した教育を推進するために一定の額の補償金を払うことにより、遠隔授業等でも、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信することを認める制度のこと。

授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)

2020年4月28日から始まった授業目的公衆送信補償金制度の補償金の受付などの運用管理を担い、著作権者や著作隣接権者の権利を支える目的で設立された団体。

情報モラル

情報社会において、適切に行動・活動するための倫理のこと。文部科学省によって「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定義され、学校教育などの分野を中心として使われている言葉である。情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワーク社会の構築の5領域から構成されているとされる。情報モラルと概ね同義で、インターネットリテラシーという言葉が使われることがある。

ステークホルダー

組織に影響を与える可能性のある見解をもつ、個人又は人々の集まり。端的には利害関係者とも表現される。例えば企業の場合は、株主、経営者、従業員、顧客、取引先から、同業他社などの業界関係者、地域社会や監督官庁まで、多様な者が含まれる。ただし、その対象範囲をどこまでとするかは、企業等によって異なる場合がある。

スパムメール

迷惑メールのこと。受信者の意向を無視して送られてくるメール。スパムとは、もともとランチョンミート（食肉）の缶詰の商標だが、スパムという語が受信者の意向を無視して送られてくるメッセージという意味で使用されるようになったのは、1970年代の英国のコメディ番組に端を発する。

せどり

転売目的の人のこと。または、転売行為のこと。自分で使用する目的ではなく、転売することを目的に商品を購入する。

ソーシャルアカウント

SNS や動画配信サイトなどのソーシャルメディアを利用する際のユーザーアカウントのこと。

ソーシャルメディア・ハラスメント

ソーシャルメディアを利用する上司が、部下に友達申請を迫ったり、部下の投稿をチェックして職場で話題にしたり、部下に自分の投稿に「いいね」を強要したりすること。

損害賠償請求

相手が違法な手段を用いたことにより損害を受けた時に、損害内容について金銭的な補償を求めること。

タイムスタンプ

事象が生じた日時などを示す電子的な時刻証明書のこと。この情報を活用し、電子データの整合性や信頼性を確認する際に活用される。また、単にパソコンなどの電子機器上でファイルが記録された時刻のこともタイムスタンプと呼ばれる。

チェーンメール

「すぐに他の人に知らせてください」と

いう内容で転送を求める情報の拡散を目的としたメールのこと。虚偽・不確実情報・誹謗中傷の拡散につながるケースが多く、無視することが対処法の一つである。

知的財産権

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利のこと。

知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

著作権者

著作権を有している者のこと。なお著作権は譲渡や相続の対象になるので、著作権者と著作権者が常に一致するわけではない。

著作者人格権

著作者の人格的な利益を法律上で保護を図ること。以下のものがある。

- ・公表権(著作権法第 18 条) 未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
- ・氏名表示権(同 19 条) 著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
- ・同一性保持権(同 20 条) 著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

なお、これは著作者固有の権利として認められるものであり、他人に譲渡することができない（一身専属的な権利）。

著作物

著作者の権利によって保護される対象のこと。著作権法第2条では「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている。なお同10条には具体的な著作物が例示されているが、著作物はこれだけに限らず、定義にあてはまる条件(下記、a～d)をすべて満たすものは著作物である。

- a. 「思想又は感情」を
- b. 「創作的」に
- c. 「表現したもの」であつて、
- d. 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの

著作隣接権

著作物の創作者ではないが、それを伝える(実演、CD製作、放送局など)者に付与される権利のこと。

実演をする者を実演家といい、俳優、舞踊家、歌手、演奏家、指揮者、演出家などである。CDの製作者は、法律上はレコード製作者といい「レコードに固定されている音を最初に固定した者」である。放送局は、法律上は放送事業者(テレビ局)と有線放送事業者(CATV、USEN等)である。

通信の秘密

誰もが安心してコミュニケーションが取れるように通信の内容だけでなく、誰と行っているなどを知られることなく通信ができる権利のこと。憲法第21条第2項にて、個人として生きていく上で必要不可欠な権利として保障している。

デジタルコンテンツ

文字や画像、音声などをデジタル形式で表現・記録したもの。コンテンツとは中身・内容のこと。デジタルとは、0と1の組み

合わせによって表現された情報のことである。デジタルコンテンツはアナログコンテンツとは異なり複製が容易であり、また複製を繰り返しても劣化が起きないため著作権などの保護が重要になる。

匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。2017年に改正された個人情報保護法により、一定のルールの下で、匿名化することにより本人の同意を得ることなく、事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータとして利活用をすることが可能になった。

ドメイン

インターネットに接続されているコンピュータやネットワークを識別するために登録された名前のこと。DNS(Domain Name System)というサービスにより全世界において一元的に管理されている。インターネットでは、数字のIPアドレスによって互いを識別するが、人間には数字の羅列が取り扱にくいいため、それに紐づけて登録された文字列のドメインが使われる。

ネットスラング

掲示板やチャット、SNSなどのコミュニティで生じるネット上の俗語のこと。スラングとは、ある階層や集団で用いられる俗語を意味する。個々のネットスラングの語源は、誤変換や省略などによるものが多くみうけられる。時流の変化が激しく、すぐに廃れて使用されなくなるものも少なくない。

ハイパーリンク

インターネット上の複数のコンテンツを

相互に結びつける参照のこと。単にリンクとも呼ぶ。ハイパーリンクをクリックすると、あるウェブページから別のウェブページへと表示が切り替わる。

バイトテロ

アルバイト従業員が職場内で撮影した動画や入手した情報を、雇用主(企業)に無断で SNS 等へ投稿することによって雇用主に社会的損害を発生させるような事象のこと。アルバイトによるテロ行為を表した造語である。

バナー広告

画像によって表現されるインターネット上の広告のこと。バナー(banner)とは、英語で旗または横断幕の意。あらかじめ決められたサイズの画像にリンクを付け、その画像をクリックすると広告主のウェブサイトへと移動する仕組みとなっている。画像は、動作(アニメーション)を伴うものもある。正方形に近いものをレクタングル広告、縦長のものをスカイスクレイパー広告と呼ぶ場合がある。

評価

サービスを利用した者が行う評点やコメントのこと。レビューとも呼ばれ、通信販売サイトや店舗紹介サイトなどで用いられ、そのサイトを閲覧する者への参考(あるいは頼りとなる)情報として利用される。「良い」「普通」「悪い」の3段階、または「非常に良い」「良い」「普通」「悪い」「非常に悪い」の5段階の中から選択する段階式の評価と、自由記述式のコメントによる評価(レビュー)の2種類のいずれか、または両方が用意されていることが多い。フリマアプリやネットオークションでは、売り手と買い手が相互に評価し合うことが前提となっている。

フィッシング

偽のメールやログイン画面などを作成し、アカウント名、パスワード、決済手段情報(クレジットカード情報等)といった経済的な価値のある情報を奪い取ろうとする詐欺行為のこと。phishing と表記されるが、その語源は諸説ある。

プライバシーマーク

個人情報の適切な取扱いについて一定の基準を満たしている団体として認定されていることを示すマークのこと。一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)プライバシーマーク運用センターが制度を運営している。

プロジェクトマネジメント

プロジェクトが無事に完了できるようにその遂行を管理すること。プロジェクトマネジメントの国際標準とされる PMBOK(ピンボック)によれば、「プロジェクトの要求事項を満足させるために、知識、スキル、ツールと技法をプロジェクト活動へ適用すること」を意味し、そのプロセスは「立上げ」「計画」「遂行」「コントロール」「集結」の5つに分類される。なお、プロジェクトとは「独自のプロダクト、サービス、所産を創造するために実施される有期性の業務」とされ、定常業務と対をなす概念といえる。

プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する通信事業者のこと。インターネットサービスプロバイダ(ISP)とも呼ばれる。プロバイダ(provider)は、英語で「提供者」や「供給者」を意味する。なお DCA のテキストでは、SNS などソーシャルメディアのサービスを提供する事業者のことなども含めて「プロバイダ等」と表記している。

ベルヌ条約

世界の著作権に関する標準的な条約「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」のこと。原条約は、1886年スイスのベルヌで署名され1887年に発効した。日本は1899年に加入している。著作権保護について無方式主義（著作物が創作された時点で何らの方式も必要とせず著作権の発生を認める法制のこと）を定めるほか、著作者人格権や、著作権の保護期間を著作者の死後50年以上とすることなどを定めている。

放送

著作権法の公衆送信のうち、公衆（＝不特定又は特定多数の人）によって同一の内容が同時に受信されることを目的として行う無線の送信のこと。具体的には、テレビ放送のように電波（無線通信の送信）を使って番組が常に受信者の手元まで届いているような送信形態のものをいう。

ホットライン

ソーシャルメディア等においてインシデントやアクシデントが発生した際の、緊急時の相談窓口やその電話番号のこと。本来は、二か国の首脳が緊急時に連絡をとるために設置された直通の専用回線を意味する。

ホットワード

インターネット上で人々がよく用いる話題性の高いキーワードのこと。AIアシスタントを音声操作する「スマートスピーカー」を起動させるための言葉を指す場合もある。前者はトレンドワード、後者はウェイクワードとも呼ばれる。

優良誤認表示

商品・サービスの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示や、事実と相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示のこと。

要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報のこと。

レコード

著作物に限らず音を最初に録音（固定という）したもののこと。メディア（媒体）は問わない。CDやテープ、パソコンのディスク等に録音された場合もレコードである。

DCA 資格の学習者の方へ

(本教材に収録されていない内容)

DCA 資格のコンピテンシーに関連する分野では、さまざまな法改正や社会変化が生じている。本教材には、そのうちの重要なものを収録しており、DCA2 級及び 3 級の学習者が修得すべき知識は十分に網羅されていると考える。

ただし、細部においては、最新状況の全てが収録されているわけではない。例えば、2016 年 3 月以降の法改正により、第一教材に記載されている条項の数字が、現行法令と合致しなくなってきた箇所が多数見受けられる。けれども、条項の数字の変更のみの場合なども含めて、第一教材の中で言及されている法律・条文について、その改正内容の一言一句の全てを列挙すれば、冗長なリストとなってしまおう。

そのため、条項の数字の変更のみの場合などは、本教材には収録されていない。これらの情報については、「DCA 資格の指導のための手引き」に記載したので、興味・関心のある諸氏は、この手引きを参照していただきたい。

ちなみに、DCA 資格のコンピテンシーに関連する法令について出題する場合、その条項の数字そのものを問う出題はされないので、DCA2 級修了試験の対策のために指導の手引きを参照する必要はなく、第一教材と第二教材の収録内容をよく理解していれば修了試験の試験対策としては十分であると考えていただきたい。

(DCA2 級修了試験について)

DCA2 級資格を科目認定プログラムを通じて取得する場合は、DCA2 級修了試験を受験し所定の成績を修めることが条件となる。この修了試験の出題範囲は、以下の通りとなる。

<DCA2 級修了試験の出題対象となる教材>

- ・ 第一教材 (インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセッサ入門』近代科学社、2016 年)
- ・ 第二教材 (本教材) [2021 年度試験以降に追加]

<DCA2 級修了試験の出題範囲>

- ・ 第一教材「第 2 部 法令編」
- ・ 第一教材「第 3 部 実務編」(但し、11 章を除く)
- ・ 第一教材「用語解説」 [2021 年度試験以降に追加]
- ・ 第二教材 本文 (4-14 頁) [2021 年度試験以降に追加]
- ・ 第二教材 用語解説 (5-21 頁) [2021 年度試験以降に追加]

<注意事項>

- ・ 第一教材と第二教材との間で記載内容が異なる場合、第二教材が優先する。
- ・ 関連する法令について出題する場合、条項の数字そのものを問う出題はしない。
- ・ 第一教材を用いて学習する際は、第一教材の「修正箇所一覧」の記載内容にも留意する。

(デジタルコンテンツアセッサ委員会委員一覧・50音順)

委員長 白鳥 令 (I-ROI 代表理事・東海大学名誉教授)
委員 柏木 将宏 (千葉商科大学情報基盤センター長)
坂元 章 (お茶の水女子大学大学院基幹研究院人間科学系教授)
進藤 美希 (東京工科大学メディア学部教授)
高橋 俊史 (東北福祉大学総合マネジメント学部助教)
玉田 和恵 (江戸川大学情報教育研究所長)
土谷 茂久 (国際シミュレーション&ゲーミング学会名誉会員・評議員)
坪井 勇次 (日本工学院八王子専門学校キャリアサポートセンター長)

(2021年3月31日現在)

デジタルコンテンツアセッサに求められる最新知識

© 2020-2021 Internet-Rating Observation Institute

2020年8月31日 Ver1.0 発行

2021年3月31日 Ver1.1 発行

編者：一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構

発行：一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構

〒104-0042 東京都中央区入船2-4-3 マスダビル6F

電話 03-6277-3895

<https://www.i-roi.jp>